

IMO 第 55 回海洋環境保護委員会 (MEPC55) での審議結果の概要

10月9日より13日までの間、ロンドンのウェストミンスター・セントラルホールにおいて第55回海洋環境保護委員会 (MEPC55) が、我が国を含む86カ国、41機関の参加により開催されました。主要議題の審議結果は、以下のとおりです。

1. バラスト水の有害水生生物 (議題2)

(1) 背景

バラスト水の移動に伴う生物の移動防止を目的として、2004年2月にIMOにおいてバラスト水管理規制条約が採択された。この条約では、2009年新船 (バラスト水容量5000m³未満) から段階的に一定の生物殺滅性能を有する処理システムからのバラスト水排出を義務付けることなどが決められている。

(2) 審議結果

本議題については、主に以下の事項について審議した。結果は以下のとおり。

(i) バラスト水管理規制条約実施のためのガイドラインの採択

当条約では、具体的なシステムの試験方法等はIMOの定めるガイドラインに委ねることとされており、ガイドラインは14本作成されることとなっている。これまでに6本のガイドラインが採択されている。

今次会合では、以下の6本のガイドライン案が審議され、G13を除く5本のガイドラインが採択された。また、G13に関しては、引き続き検討が必要とされ、来年4月のBLG11で再検討・最終案化して、来年7月のMEPC56での採択を目指すこととなった。

- ・G1:沈殿物受入施設に関するガイドライン
- ・G5:バラスト水受入施設に関するガイドライン
- ・G11:バラスト水交換に関する設計及び建造基準に関するガイドライン
- ・G12:船上での沈殿物管理ガイドライン
- ・G13:緊急事態を含む追加方策に関するガイドライン
- ・G14:バラスト交換海域の指定に関するガイドライン

(ii) バラスト水処理システムの基本承認について

バラスト水処理システムについては、主管庁により、IMOにおいて策定されたガイドラインを考慮して認証されなければならないと、さらに、活性物質を用いるバラスト水処理装置については、IMOにより承認されなければならないとされている。

当該システムに使用する活性物質の基本承認について審議が行われ、前回会合でドイツの申請が認められたのに引き続き、今次会合では、我が国から申請した(社) 日本海難防止協会開発の「特殊パイプ処理システム (主成分: オゾン)」及びスウェーデン提案の「酸化処理及び電解処理システム (主成分: 電解塩素)」が認められた。今後は試験等を重ね最終承認を目指すこととなる。

(iii) バラスト水管理条約の適用期日の延長について

MEPC54にてICS (国際海運集会所) から提案されたバラスト水処理システムの開発状況に鑑み条約適用期日を延長する必要性について、今次会合では、我が国を含む各国からの処理システムの開発状況の報告を受け審議した。条約上2009年新船に搭載することが要求される処理システムが現時点で存在しないことから、近年の新造船契約状況に鑑み、今次会合で適用期日の延長を決める必要があるという意見、政策的に適用期日の延長は困難であり、かつ、処理システムは

近い将来開発される見込みであることから適用期日を延長すべきでないという意見に分かれ、結果的に、来年7月に開催される次回会合に改めて検討することとなった。

2. シップリサイクル（議題3）

(1) 背景

シップリサイクルに関しては、2008年～2009年の間に採択できるよう新条約の策定作業を進めることがIMO総会で決議（IMO第24回総会 Resolution A.981(24)）されているところ、前回会合（本年3月）に引き続き、今次会合においてもワーキンググループ（WG）を設置し具体的な議論が行われた。

(2) 審議結果

シップリサイクル関係では、本会議の指示に基づきWGが9日から11日まで開催され、主として条文案を逐条で審議した。

今次会合での検討結果の概要は以下のとおり。

- ① 来年5月に、シップリサイクルに関するMEPC作業部会中間会合を開催することが合意（次回MEPC56は7月）。
- ② 条約草案についてさらに議論するため、引き続きコレスポネンスグループ（CG）の設置が合意。
- ③ 今次会合に日独共同で提案した現存船も含めたインベントリー（船舶の有害物質の位置や量を示した一覧表）作成ガイドライン案は次回会合に向けて継続して議論されることとなった。 さらに、次回MEPCに向けて、わが国から禁止・制限物質リスト（条約のAppendix 1）、リサイクルヤードの基準に関するガイドライン及び検査と証書に関するガイドラインを提案することとなった。

今後、条約案及びガイドライン案の審議が継続及び新たに開始されるにあたって、当協会では、これらに対応するため、来年度より「シップリサイクルに係る基準に関する調査研究プロジェクト」を開始する予定である。

3. 船舶からの大気汚染防止（議題4）

(1) 背景

2003年に開催されたIMO第23回総会において、「船舶からの温室効果ガス（GHG）の削減に関するIMOの政策及び実行の決議（A.963(23)）」が採択され、船舶からのGHGの排出効率を示す指標である「二酸化炭素（CO₂）インデックス」をMEPCで開発することになっている。決議に基づき、MEPC53において、「試行的に用いられる自発的なCO₂排出インデックスのための暫定指針（MEPC/Circ.471）」が採択され、各国がこの暫定指針に基づき算定した結果及び算定に係る課題を報告し、これらの報告に基づき、2008年10月に見直すことが合意されている。

(2) 審議結果

(i) 温室効果ガス（GHG）

今次会合では、MEPC/Circ.471に基づき、我が国を含め、各国からインデックスの算定結果が報告された。我が国からは当会昨年度事業「温室効果ガスの船舶からの排出算定基準の作成に関する調査研究（SPG）」の成果をもとに報告した。同データの直接比較を容易にするため、IMO本部内に設置された汎用データベース（GISIS）に同データを各国がインターネットを経由してアップロードできる仕組みを構築することが同意された。本データベースに、本委員会以前に提出されたデータを含め、データの積極的な入力を行うように要請された。

また2000年に採択されたGHGに関するIMOレポート（世界全体の海運から発生するCO₂総量

の算定結果等) について、古い統計値に基づいていること、最近の輸送形態などに大きな変化があることなどから統計値の更新の必要性が認識され、2010年のレポート完成を前提に、我が国が作成したレポート仕様案を、次回 MEPC において審議し、その後具体的な作成作業を開始することとなった。

(ii) 排ガス洗浄装置 (EGCS-SOx)

MARPOL 附属書 VI 第 14(4)(b)規則に規定される排ガスの脱硫を目的とした排ガス洗浄装置は、その原理から非常に pH の低い排水を排出する。今次会合で当該装置の排水基準について検討されたところ、港湾ごとの地域規制の乱立を防ぐため、世界統一のガイドライン値を作成することを最優先させることが合意され、CG で検討の上、次回 MEPC において最終化を目指すこととなった。

次回 BLG、MEPC に当会事業「船舶の大気汚染防止基準の作成に関する調査研究」の成果を提案の予定。

(iii) 停泊中における船舶への陸上電力供給

港湾での船舶からの大気汚染防止に係る停泊中の船舶への陸上電力供給については、現在 ISO TC8 において国際規格の作成作業が開始される予定であり、本 ISO 規格が完成するまでは、MARPOL 附属書 VI の改正作業を行わないことが合意された。(通常 ISO 規格制定に要する期間は 2~3 年)

4. 強制要件の改正の検討及び採択 (議題 5)

(1) MARPOL 73/78 附属書 I の改正

MARPOL 73/78 附属書 I 第 1.11 規則 (特別海域) (注: 生態学上及び交通の特殊性から油汚染防止のために特別の義務が要求される海域) に南アフリカ南部海域を追加する改正案が採択された。本改正は 2008 年 3 月 1 日に発効の予定。

(2) MARPOL 73/78 附属書 III の改正

国連の化学品の分類及び表示に関する世界調和システム (GHS) に基づいた有害汚染物質の判定基準を取り入れる MARPOL 73/78 附属書 III (容器により運搬される有害物質による海洋汚染防止に関する規則) の改正が採択された。本改正は、IMDG コード 34-08 の発効に併せて 2010 年 1 月 1 日に発効の予定。

(3) 状態評価スキーム (CAS) の改正

板厚計測に関する要件及び CAS を実施中に船籍変更を行う際の手続きを明確化する改正が採択された。本改正は 2008 年 3 月 1 日に発効の予定。

以上